

人事行政運営等の状況の公表

人事行政運営における公正性、透明性を高めるため、「下野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、職員数、給与、勤務時間、その他の勤務条件等人事行政運営等の状況について概要をお知らせします。なお、データは平成28年4月1日現在のものですが、決算については平成27年度となります。

1. 職員の任免及び職員数

(1) 職員採用試験実施状況（平成27年度実績）

試験区分	応募者	受験者	1次合格者	2次合格者	最終倍率
一般事務職	110名	90名	30名	10名	9.0
一般事務職 (身体障がい者対象)	2名	2名	1名	1名	2.0
土木技師	4名	2名	2名	1名	2.0
社会福祉士	7名	5名	3名	1名	5.0

※最終倍率は、受験者数を2次合格者で除したものです。

(2) 採用者数（平成28年度新規採用者）

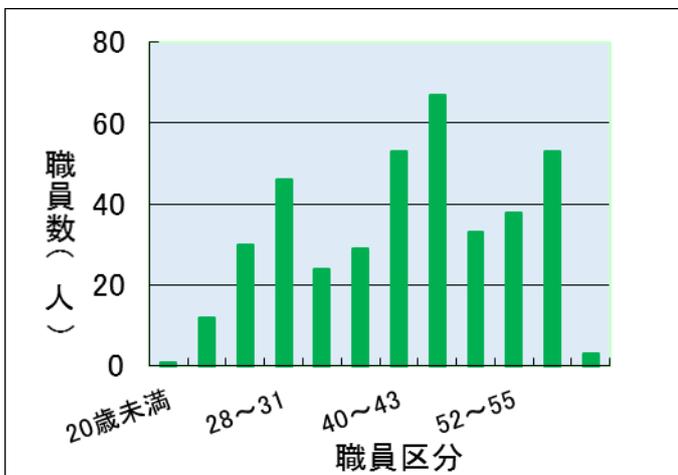
試験	一般事務職	11名
	土木技師	1名
	社会福祉士	1名
選考	派遣	0名
	再任用	22名
合計		35名

(3) 退職者数（平成27年度退職者）

定年（死亡含む）	11名
勸奨（早期退職）	4名
自己都合	1名
合計	16名

※上記の他 再任用任期満了 6名

(4) 年齢別一般行政職員構成の状況（平成28年4月1日）



(5) 各部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区分		H27		H28	
		職員数 (人)	前年比 (人)	職員数 (人)	前年比 (人)
一般行政	議会	6	0	6	0
	総務	91	▲2	90	▲1
	税務	24	0	25	1
	民生	86	0	85	▲1
	衛生	27	1	26	▲1
	農水	18	▲2	18	0
	商工	8	1	7	▲1
	土木	30	2	31	1
	小計	290	0	288	▲2
	特別行政	教育	71	▲2	69
小計		71	▲2	69	▲2
公営企業等	水道	9	0	9	0
	下水道	9	0	8	▲1
	その他	16	2	15	▲1
	小計	34	2	32	▲2
総合計		395	0	389	▲6

（注）職員数は、一般職に属する職員数で、派遣職員等を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(6) 定員管理の数値目標と進捗状況

厳しい財政状況の中、行政需要の複雑高度化、多様化に的確かつ迅速に対応するため、最小限の資源で最大限の効果が得られるような効率的行政運営を推進するため定員適正化計画を策定しています。

（単位：人・％）

	H24	H25	H26	H27	H28
計画職員数	420	411	396	396	385
実績職員数	416	399	395	395	389
前年差	△8	△7	△4	0	△6

2. 職員の給与に関すること

(1) 人件費の状況

（普通会計決算）

区分	歳出額A 万円	人件費B 万円	人件費率 (B/A) %
平成27年度	2,764,146	322,138	15.1

（注）人件費は職員・議員・市長・副市長・教育長・各種委員の給与、報酬、共済費、負担金等が含まれています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況（一般職員）（平成27年度実績）

平均年休日数	平均取得日数	消化率
38.2日	11.3日	29.6%

※年間付与20日+前年繰越20日=40日が上限となります。

(3) 休暇制度の概要

休暇の種類	要件、日数など	
年次有給休暇	原則年20日付与+繰越最大20日まで	
病欠休暇	必要と認められる期間	90日以内
特別休暇 (主なもの)	ボランティア休暇	年5日以内
	結婚休暇	連続5日以内
	産前休暇	8週間
	産後休暇	8週間
	妻の出産休暇	2日以内
	妻の出産時の子の養育休暇	5日以内
	育児時間休暇	1日2回各30分
	子の看護休暇	1年度5日以内
	親族の死亡休暇	1日~7日
夏季休暇	5日	
介護休暇	最大6か月（無給）	
組合休暇	年に30日以内（無給）	

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（H27.4.1~H28.3.31）

処分理由	処分の種類					計
	降任	免職	休職	降給		
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	6	0	0	6
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数（H27.4.1~H28.3.31）

処分理由	処分の種類					計
	戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

地方公務員には、全体の奉仕者として守らなければならない義務が次のように定められています。当市では服務規律の確保のために研修啓発通達等を行っています。

- ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ②信用及び名誉を守る義務
- ③秘密を守る義務
- ④職務に専念する義務
- ⑤一定の政治的行為を行わない義務
- ⑥争議行為等を行わない義務
- ⑦営利企業等の従事制限

6 職員の研修・勤務成績の評定の状況

地方分権の新しい時代を迎え、地方自治体が社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる職員を育成するため、職員の研修を行っています。

研修開催状況

（平成27年度）

区分	小山地区職員研修	栃木県市町村職員研修
研修数	17	13
参加人数	161人	16人

【主な研修】

新採用職員、初級職員、接遇、J K E T、中級職員、接客スキルアップ、主査級職員、主任級職員、J S T、プレゼンテーション、組織リーダー、職場リーダー、管理監督者、職員力向上、コーチング、ファシリテーション、政策形成、メンタルヘルス、クレーム対応力、法務基礎養成、講師養成講座など30種類以上の研修科目が用意されています。また、下野市主催の研修もメンタルヘルス研修や職場研修を必要に応じて行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成27年度）

(1) 共済・退職手当の事業主負担金について

	栃木県市町村職員 共済組合	栃木県市町村 総合事務組合
負担額	48,651万円	33,862万円
負担金率	給料月額×147.96/1000 賞与額×118.37/1000 (40歳以上の場合)	給与月額×231/1000

(2) 職員互助会について

会の名称	市補助金	一人当りの会費
下野市職員互助会	廃止	600円/月

(3) 職員の健康診断の実施状況

実施事業	受診者数
健康診断	282人
人間ドック	186人
婦人科検診	116人

(4) 公務災害等の発生状況

種類	認定件数
通勤災害	0
公務災害	0

(5) 育児休業の取得状況

区分	育児休業対象者数	育児休業取得者数
男性	1	0
女性	4	4

※育児休業は、子が3歳に達する日まで取得可能です。ただし、給与は無給となります。

(6) 利益の保護の状況

内容	有無
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	無
職員に対する不利益や処分についての不服申立て	無

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	基準となる職務	合計		職名		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	58	16.0%	主事 技師 保育士 保健師 社会福祉士 管理栄養士	48 2 1 5 1 1	93	25.7%	係員級
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	35	9.7%	主事 技師 保育士 保健師	31 2 1 1			
3級	主査の職務	60	16.6%	主査 主査(技師) 保育士(再任用1名含む) 保健師 管理栄養士	36 2 16 5 1	60	16.6%	主査級
4級	副主幹の職務	58	16.0%	副主幹 副主幹(技師) 保育士 保健師	42 1 10 5	58	16.0%	副主幹級
5級	1 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の局長補佐の職務 2 本庁の主幹又は委員会等の事務局の主幹の職務 3 出先機関の長の職務	111	30.7%	課長補佐 主幹 主幹(技師) 館長 園長 保育士 保健師 管理主事 指導主事	26 56 2 6 3 9 3 1 5	111	30.7%	主幹級
6級	1 本庁の課長又は委員会等の事務局の長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務	22	6.1%	課長 局長 館長 園長 センター長	18 1 1 1 1	31	8.6%	課長級
7級	困難な業務を行う本庁の課長又は委員会等の事務局の長の職務	9	2.5%	課長 局長	8 1			
8級	1 部長の職務 2 議会事務局長の職務 3 教育次長の職務 4 会計管理者の職務	9	2.5%	部長 局長 次長 会計管理者	6 1 1 1	9	2.5%	部長級
合 計		362	100.0%					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

行政職給料表(二)

等級	基準となる職務	合計		職名	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	技能職員若しくは労務職員(甲)又は労務職員(乙)の職務	0	0.0%		0
2級	技能職員若しくは労務職員(甲)又は相当の経験を必要とする労務職員(乙)の職務	0	0.0%		0
3級	相当の技能若しくは経験を必要とする技能職員又は相当の経験を必要とする労務職員(甲)の職務又は特に経験を必要とする労務職員(乙)の職務	17	85.0%	運転手 管理員 調理員 公仕	1 3 6 7
4級	特に経験を必要とする技能職員又は特に経験を必要とする労務職員(甲)の職務	3	15.0%	運転手 公仕	1 2
合 計		20	100.0%		

【技能職員とは】

- ア 電話交換手等の業務に従事する者
- イ 調理師等の家政的業務に従事する者
- ウ 自動車運転手の業務に従事する者
- エ アからウまでに準ずる技術的業務に従事する者

【労務職員(甲)とは】

守衛、巡視等監視、警備等の業務に従事する者

【労務職員(乙)とは】

用務員、給仕等庁務に従事する者及び労務作業員等労務に従事する者

【問い合わせ先】

総務人事課人事給与グループ TEL 32-8888